

原発県民投票静岡 規約

第1条 (名称・所在地)

本会は、原発県民投票静岡と称し、主たる事務所を静岡市内に置く。

第2条 (目的)

本会は、静岡県内の中部電力管内における原発再稼働の是非を静岡県民の総意で判断することを目的とする。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 原発県民投票条例の制定を求める署名集め活動。
- 2) 講演会・座談会の開催及び、会報等の発行・配布。
- 3) 関係各方面への宣伝活動。
- 4) その他、本会の目的達成のために必要な活動。
- 5) 本会の活動は静岡県議会の議決をもって終了とする。

第4条 (会員)

本会は、第2条の目的に賛同し、署名集めを手伝う「受任者」登録手続きを完了した者をもって会員とする。

第5条 (役員)

本会は、次の役員を置く

- 1) 会長 1名
- 2) 幹事 若干名
- 3) 事務局長 1名
- 4) 事務局員 必要に応じて
- 5) 監事 1名

第6条 (会議)

会長は、役員による事務局会議を招集する。

第7条 (会計・監査)

- 1) 本会の会計は、会員並びに賛同者の募金によって充当する。
- 2) 本会活動終了時、監事は本会の経理について監査を行い、事務局会議に報告する。

第8条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、事務局会議において決定する。

第9条 (補足)

本規約に定めなき活動については、事務局会議において決定する。

附則 本規約は2012年2月11日から施行する。